

◎新潟県告示第1274号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成30年12月11日

新潟県知事 花 角 英 世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
高田ケアセンター訪問介護事業所	新潟県上越市とよば121番地	株式会社東日本福祉経営サービス	訪問介護	平成30年11月15日	平成30年11月30日
高田ケアセンター訪問看護事業所	新潟県上越市とよば121番地	株式会社東日本福祉経営サービス	訪問看護 介護予防訪問看護	平成30年11月15日	平成30年11月30日
リハステーションみどりおか	新潟県阿賀野市緑岡3番地15	株式会社リハステーションみどりおか	通所介護	平成30年11月7日	平成30年10月31日